

DV被害者支援ハンドブック

Contents

はじめに 1

DVを理解するために

- 1 DVとはどのようなものをいうのでしょうか 2
- 2 どのくらいの人々がDVの被害を受けているのでしょうか .. 4
- 3 加害者はなぜ暴力をふるうのでしょうか 6
- 4 DVは被害者や子どもにどんな影響を与えるのでしょうか .. 7
- 5 被害者はなぜ被害を受け続けるのでしょうか 8
- 6 『デートDV』とはどんなことでしょうか 9

DV防止法の概要 10

DV被害者地域支援のために

- DV被害者の気づき、発見、相談 12
- 対応のポイント 13
- 押さえておきたい施設や特例的な制度 14
- 相談の流れ 16
- DV相談機関一覧 17

はじめに

配偶者からの暴力「DV（ドメスティック・バイオレンス）」は、重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなるものです。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、DV 防止法）により、相談対応は充実してきましたが、被害者は後をたちません。

DV は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化し、しかも加害者に罪の意識が薄いため、暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。

加害者への恐怖や世間体などから、家族や親しい友人にも被害に遭っていることを打ち明けられない被害者も多くいます。被害の兆候を発見したときは、DV に対する情報提供や相談機関を紹介することが必要です。

また、長い間、DV にさらされていた被害者や子どもたちの中には、加害者から逃れて新しい生活を始めることができても、心の傷を抱えている人たちが少なくありません。一見、普通に暮らしていても、不安になったり、生活に希望が持てなくなったりします。夫の追跡を避けながら、新しい土地で仕事もなく、病気や子どもの問題を抱えながら孤立する被害者もいます。

こうした被害者の方々を支援するためには、DV について正しい知識を持ち、被害者の早期発見と被害者に対する情報提供や助言等の手助けをできる方が地域の中にたくさん必要です。この冊子が、支援者になっていただく方々の参考として役立つことを願っています。

Q1..

DVとはどのようなものをいうのでしょうか

A

一般的に、
DVとは配偶者や同棲する恋人などの
親密な関係の中で起きる暴力をいいます。

暴力には身体的な暴力、精神的な暴力、経済的な暴力、性的な暴力などさまざまな形の暴力があります。身体的な暴力は被害者の苦しさを容易に理解できますが、精神的な暴力は周囲の人にわかってもらえないだけではなく、被害当事者自身もそれを暴力と認識していないことがあります。そのような暴力は長い期間に積み重ねられ、自覚した時はさまざまなストレス症状があらわれ重篤な被害となっていることもあります。

身体的な暴力

- なぐる
- ける
- つねる
- 髪を引き回す
- 突き倒す
- 刃物を突きつける
- 外に締め出す
- 噛みつく
- やけどをさせる
- 首を絞める

精神的な暴力

- 能無し、役立たずなどの暴言
- 怒鳴る ● おどす
- 人前で恥をかかせる
- 大切にしているものを壊す
- 言うとおりにしないと不機嫌になる
- 召使いや奴隷のように扱う
- 乱暴な運転をして怖がらせる
- 携帯電話のメールをチェックする
- 出ていけ、離婚するとおどす
- 別れるなら死んでやると言う
- 殺すと言う
- 責め続け寝かせない

経済的な暴力

- 生活費を渡さない
- お金の使途を厳しくチェックする
- 自分のことにだけお金を使う
- 相手の収入や貯金を勝手に使う
- 働きたいのに働かせない
- 仕事をやめさせる
- 借金をさせる
- キャッシュカードを取り上げる
- 収入や財産について何も教えない
- ギャンブルで浪費する

性的な暴力

- 体についてけなす
- 見たくないポルノを見せる
- 避妊に協力しない
- 望まない性的行為を強要する
- 妊娠中絶を強要する
- 無理やりセックスをする
- 性的な写真を撮る
- 所有物のように扱う
- 相手とのセックスについて他人に話す
- 性的な部分や性器など、体を傷つける
- セックスできないなら女(男)として価値がないと言う
- 異常な性的行為をさせる

子どもを巻き込んだ暴力

- 子どもを虐待する
- 子どもの見ているところで暴力をふるう
- 子どもに相手の悪口を吹き込む
- 子どもをあやつって相手と対立させようとする
- 子どもに非難や中傷をさせる ● 子どもを取り上げるとおどす

社会的な暴力

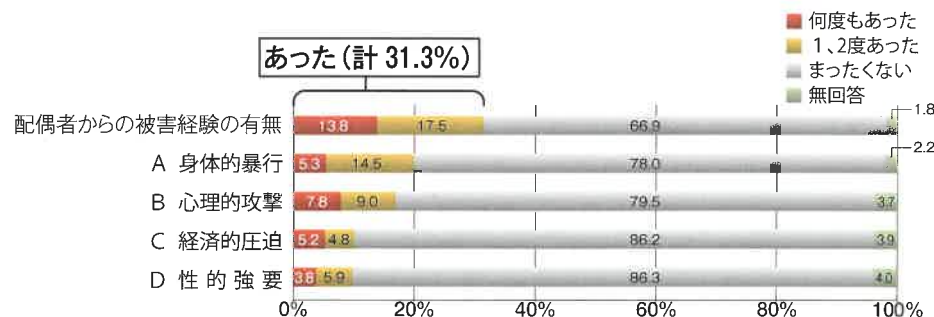
- 講演会などに参加し意識を高めようとする
- 電話や郵便物をチェックする
- 携帯電話やパソコンなどを使わせない
- 読むものや見るものを制限したり禁止したりする
- 相手が外出すると、どこにいるのかと頻繁に電話をする
- 実家や親せきとの付き合いを制限する ● 友だちとの付き合いをさせない
- 何をするにも許可を取らせる ● 集会などに行くことを妨害する

Q2 どのくらいの方が
DVの被害を受けているのでしょうか

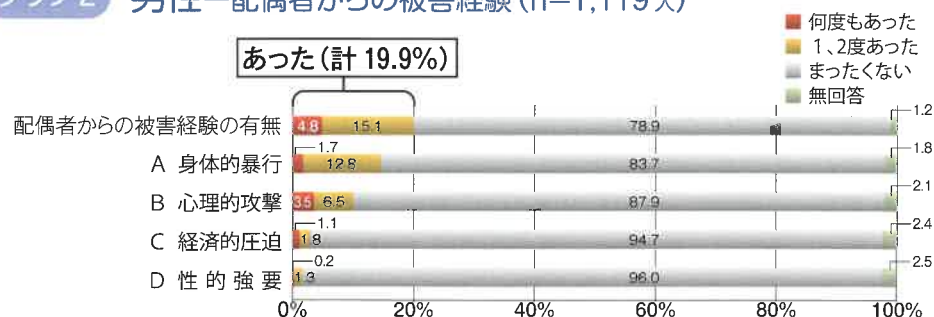
A 女性の約3人に1人、男性の約5人に1人は
配偶者から暴力を受けたことがあります

加害者は誰も見ていないところで暴力をふるうため、DVの被害は見えにくいものです。また、多くの被害者がDVを受けていることを相談できないでいるため、DVの多さは知られていません。

グラフ1 女性—配偶者からの被害経験 (n=1,366人)

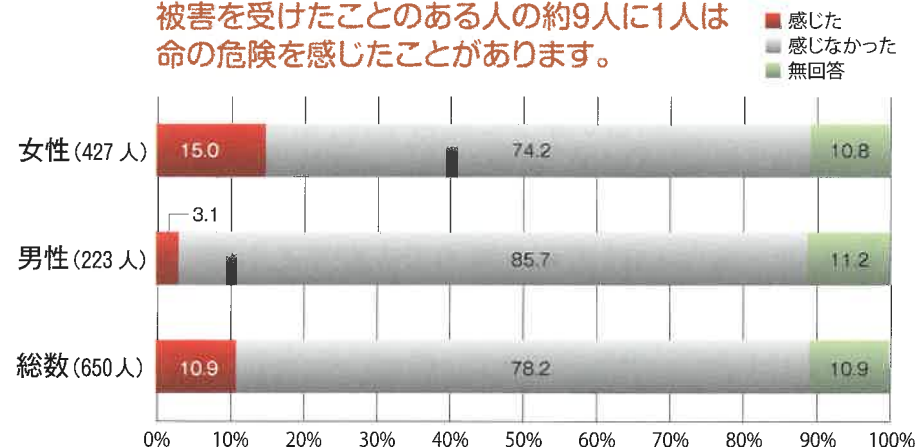


グラフ2 男性—配偶者からの被害経験 (n=1,119人)



グラフ3 配偶者から受けた行為によって
命の危険を感じた経験

被害を受けたことのある人の約9人に1人は
命の危険を感じたことがあります。



【グラフ1～3】出典：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書 平成30年3月」

表1 配偶者からの暴力事案等の検挙状況

	[男女総数] (件)				
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
刑法・特別法検挙	4,300	6,875	7,914	8,291	8,342
殺人(既遂)	3	3	3	2	1
殺人(未遂)	58	99	96	100	90
傷害致死	1	1	2	0	3
傷害	1,999	2,890	2,963	2,991	2,934
暴行	1,771	3,202	4,091	4,409	4,510

出典：警察庁「平成29年における配偶者からの暴力事案等の対応状況について」

Q³

加害者はなぜ暴力をふるうのでしょうか

A

DVの本質は自分の持っている身体的な力や経済的な力などを使って相手を自分の思いどおりにすることです。

暴力が繰り返されると、加害者が暴力をふるわないように被害者は、緊張した生活を強いられます。身体的な力・経済的な力・社会的な力など、力を持っている加害者が、力を持っていない被害者を暴力で支配する関係になります。

加害者の特徴

- ★ パートナーに対する特権意識
- ★ パートナーに対する独占欲、所有意識
- ★ 自己中心、わがまま
- ★ 暴力の責任転嫁と正当化、否認

DV の加害者は、家族の中で最優先に自分の要求が満たされることを当然と考える特権意識を持っています。

配偶者や子供など特別の人間関係の中できわめて強い自己中心性を表し、暴君のようにふるまいます。しかし、家庭の外では普通にふるまっているため DV の加害者には見えません。

多くの場合、被害者は妻です。妻に対する優越感、独占欲、暴力の責任転嫁と正当化、否認などの特徴は加害者に共通します。夫は「暴力をふるわせるようなことをしたからだ」と暴力を妻のせいにするので、妻も暴力をふるわれたのは「私が～したから」「私が～しなかったから」と自分のせいだと思っていることがあります。

Q⁴

DVは被害者や子どもに
どんな影響を与えるのでしょうか

A

DVは人が安心して健康に暮らす権利を奪い、心身の不調をもたらします。DVが被害者に与える影響や子どもに与える心理的な影響が見逃せない問題になっています。

DVが被害者の心身に与える影響

- ★ けがやその後遺症
- ★ 不眠、不安、抑うつ、無力感
- ★ PTSD ……強い恐怖や無力感を覚える経験をすることによってトラウマを抱え、ストレス症状を呈する。長い間、暴力を受け続けた女性や子どもが加害者から離れた後も現れるストレス症状。
(動悸、めまい、怒り、悪夢、パニック、驚愕反応、集中力の低下、フラッシュバック、健忘、孤立無援感、自罰感、自責感、人間不信、うつ状態、自殺念慮、自傷行為、解離、うつ病、自己評価の低下、判断力の低下)

子どもの心身に与える影響

- ★ 不安感、怖がり、悪夢、イライラ、ひきこもり、落ち着かない、自傷行為、自責感、いじめにあう、ペットなど弱いものをいじめる、免疫力の低下、親に対して攻撃的になる。
- ★ 将来にわたる影響
精神的な不安定、自己評価が低い、男性観や女性観への影響、大人になっても安定した人間関係を築きにくいなど、その影響が残ることがある。

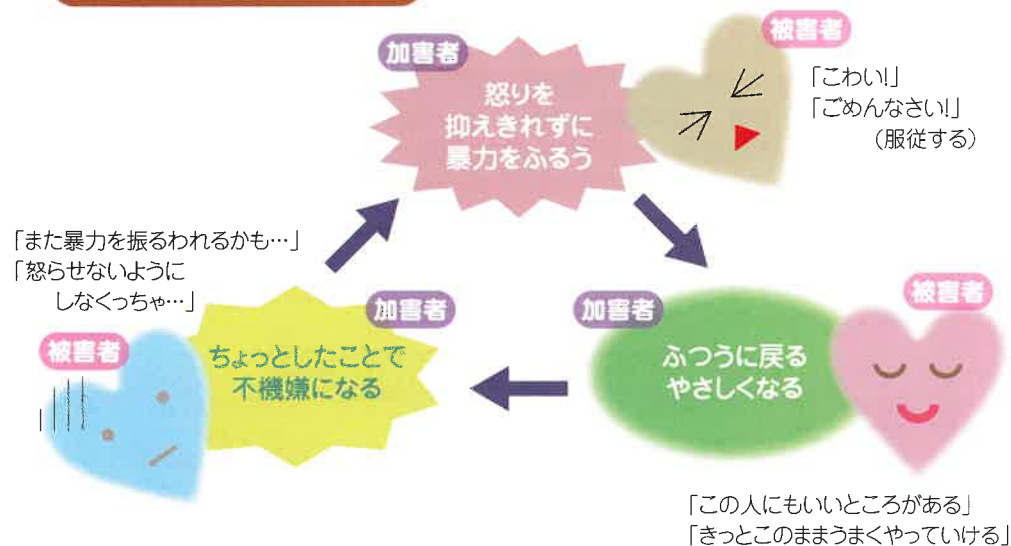
Q5.. 被害者はなぜ被害を受け続けるのでしょうか

A 暴力があっても被害者が逃げないのにはさまざまな理由があります。

経済的な問題、子どものこと、相手の報復に対する恐れ、仕事や人間関係を失うこと、ひとりでやっていけるかという不安などです。

どんな人にとっても配偶者と離れることは簡単なことではありません。被害者には、相手がいつか変わってくれるのではないかと期待感もあります。

暴力は繰り返されます



上の図はアメリカの精神科医レノア・ウォーカーのバイオレンスのサイクル説を基に作成したものです。加害者の暴力は繰り返されます。加害者は暴力をふるうだけではなく、やさしい時もあるので被害者は相手が変わってくれることを期待してしまいます。暴力とやさしさが繰り返されるため、混乱し疲弊してしまうことがあります。被害者が、暴力がどのように繰り返されているのか気づくのに役立つ図です。

Q6.. 『デートDV』とはどんなことでしょうか

A デートDVとは恋人同士の間で起きる暴力です。二人の間で起きていることは配偶者間の暴力と本質は同じです。

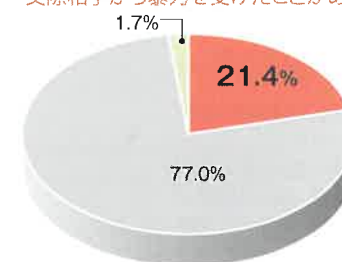
結婚していないのだから暴力が起きたら別れればよいと思われがちですが、DVと同様、暴力に支配された関係であるため別れるのは簡単ではありません。

特徴は、加害者が嫉妬で相手を束縛することや、被害者が相手の望むことなら嫌でも受け入れることが愛情と間違いをしやすいことです。相手を尊重することや自分を大切に人権意識がなければ、容易にデートDVの加害者になったり被害者になったりします。

早い時期からの教育がデートDVやDVの予防になります。

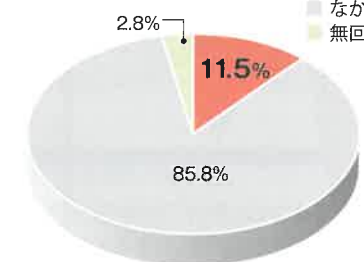
女性—交際相手からの被害経験 (n=969人)

■女性の約5人に1人は交際相手から暴力を受けたことがある



男性—交際相手からの被害経験 (n=864人)

■あった
■なかった
■無回答

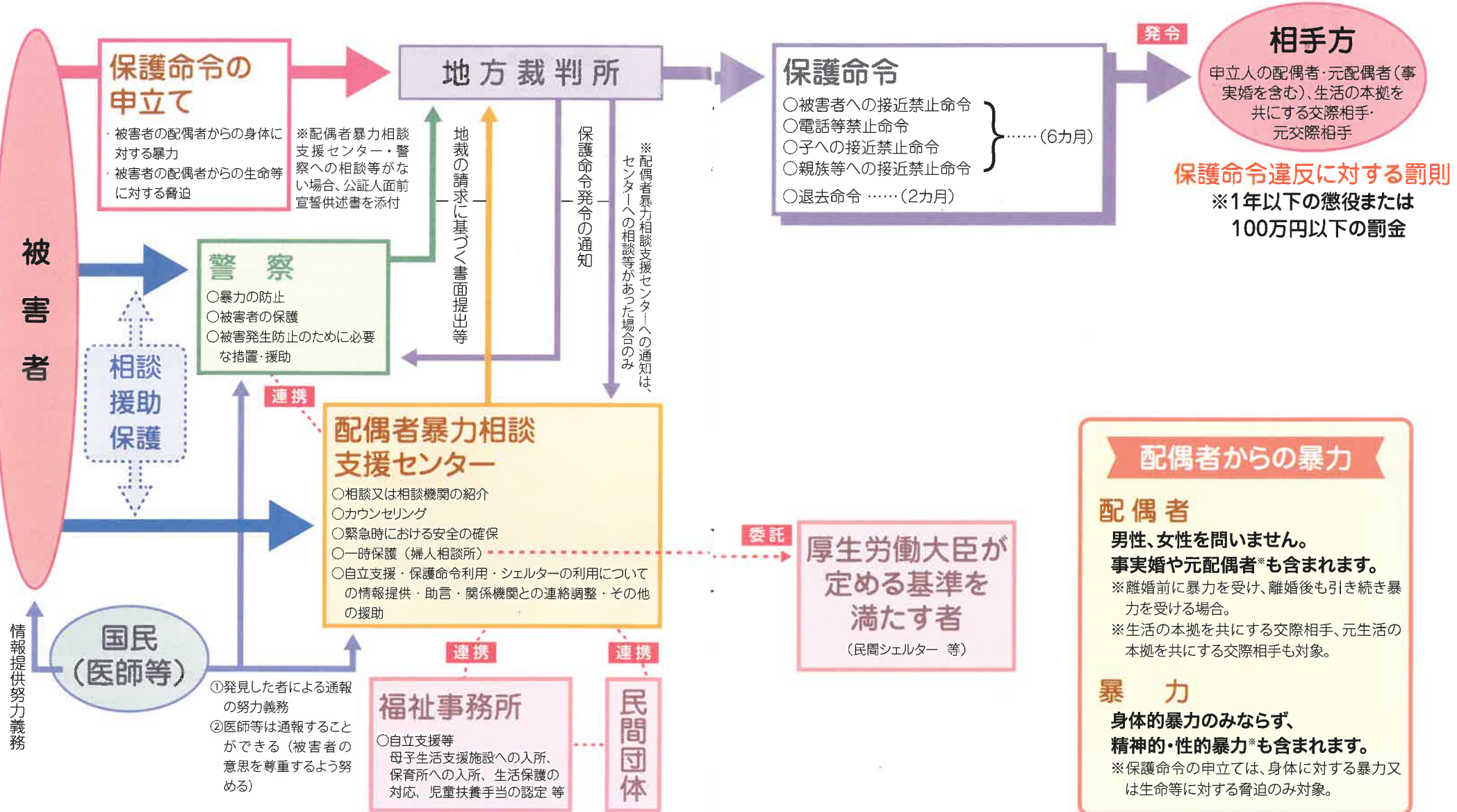


出典：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書 平成30年3月」

別れたいのにつきまとわれたり暴力を受けたりしたとき、被害者は自分で解決しようとしませんが危険な場合があります。加害者は、相手への恋愛感情や、それが満たされないことに恨みを持ち、つきまといや嫌がらせを繰り返します。このような行為に対して「ストーカー規制法」が適用されます。適用の対象が電話やメールだけでなく、ツイッターやラインなどのインターネット交流サイトによるものにも広がられています。緊急性がある場合は都道府県公安委員会に禁止命令等を出してもらうことができます。

DV防止法の概要

DV防止法は、通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的としています。



※詳しくは、内閣府男女共同参画局ホームページを参照

DV被害者の気づき、発見、相談

DV被害者は加害者への恐怖や世間体などから、家族や親しい友人にも被害を受けていることをなかなか打ち明けられません。また、自分が被害者であることの自覚がない場合もあります。DVについての知識や情報を機会を捉えて被害者に提供し、早い時期に、相談機関に相談することを勧めましょう。

- **医療機関では** 守秘義務がありますが、DVの被害を発見したら当事者の意思を尊重しながら配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報することができます。DVを長い間受けていても、加害者を恐れ、逃げることをあきらめている被害者もいます。暴力をふるわれ、救急車で医療機関に運ばれても、加害者を恐れてDVのことを言い出せない人もいます。通報の努力や相談先の情報を提供することが被害者を危険から守ることになります。DVが疑われる場合は、相談機関に繋がるよう助言をします。加害者が同行している場合は、別室で事情を聞いたり、相談できるところの電話番号を渡したりします。
- **学校・幼稚園等では** DVのある家族の影響で子どもたちがいろいろな形でサインを出すことがあります。また、子どもの急な転校問題の背景にDVからの避難などの事情が潜んでいることがあります。学校・園の関係者が気がついたとき、被害者に相談機関の情報を伝えることが大切です。
- **保健所では** 3歳児健診などで子どもの発育状況から虐待だけでなく、母親自身のDV被害を発見することができます。被害者にとって、加害者に知られないで相談できるよい機会です。
- **民生委員・児童委員は** 地域のトラブルのある家庭を把握しやすい立場にあります。妻から相談を受けて、夫に事実を確かめるのは危険です。警察や専門機関への相談をすすめましょう。

対応のポイント

被害を受けていても、被害者には立ち上がる力があります。地域でどんな支援者と出会うか、どんな支援機関があるかが被害者の回復に影響します。被害者の置かれている深刻な状況や不安を理解するために「配偶者からの暴力」について理解することが大切です。「男性は暴力をふるうものだ」「女性は家族のために暴力を我慢するものだ」という思い込みがあっては女性の支援はできません。

- ① **安全の優先**……今、安全かどうか、確かめましょう。
- ② **被害者の意思の尊重**……被害者が支援者の助言に従わないからと非難してはいけません。その人の力を信じて待つ姿勢も大切です。
- ③ **秘密を守る・プライバシーの保護**……加害者から逃げている被害者の情報が漏れることによって安全が脅かされます。また、支援することで知ったことを当事者の許可なく口外してはいけません。支援の過程で知った被害者のプライバシーは、支援が終わった後でも漏らさないようにしましょう。
- ④ **適切な支援情報の提供・関係機関との連携**……支援が困難な時は被害者の安全確保に配慮しながら関係機関と連携し問題解決にあたる必要があります。
- ⑤ **DVの二次的被害**……DV被害を受けた後、相談した人や関係機関の職員の心ない言動に傷つけられることを「二次的被害」といいます。二次的被害は被害者の心をさらに傷つけます。また、被害者を危険に陥れることがあります。二次的被害を与えないことが大切です。

二次的被害の例

- 相談者をたらい回しにする
- プライバシーに配慮しない
- 必要な情報を提供しない
- 見下した態度をとる
- 離婚しないことを責める
- DVは自己責任だと言う
- 誤った対応で被害者を危険な目に合わせる
- 暴力の原因はあなたにもあると言う
- 暴力から逃げないで我慢すべきだと言う

押さえておきたい施設や特例的な制度

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、相談や情報の提供を行う中心的な支援機関です。各県に1か所以上あり、市区町村でも配偶者暴力相談支援センターを設置しているところがあります。栃木県内には5か所あります。(17ページ参照)

被害者保護施設

《公的保護施設》

一時保護するための施設や自立支援のための保護施設があります(詳細は配偶者暴力相談支援センターなどへ)。また、民間シェルターなどに一時保護の委託をする場合もあります。

《民間シェルター》

民間団体が運営する保護施設です。相談から被害者の自立のためにさまざまな支援をします。

住民票の閲覧禁止

《住民基本台帳にかかわる支援措置》

加害者に住居地を知られないために、住民票や戸籍の附票の写しの交付制限を行うことができます。住民票を異動するときに届け出先の市区町村の住民基本台帳担当課にDVやストーリーの被害者であることを申し出て、加害者に住民票を開示しない方法です。相談機関等のDV被害の相談証明のある申出書が必要です(詳細は市区町村の住民基本台帳担当課へ)。

マイナンバー制度における不開示措置

DV等の被害者について、その住所・居所がある都道府県又は市区町村に係る情報を加害者に確認できないよう、不開示コード等の設定や、行政機関等からのお知らせを送る対象から除外する措置(不開示措置)を行うことができます(詳細は市区町村のマイナンバー担当課へ)。

法律扶助

経済的に余裕がない人が権利を守るために法律的な援助を受けることができる制度です。DV被害者が離婚などで弁護士や司法書士の援助を受けたい時に利用できます。近くにある法テラスや法テラスと契約している弁護士事務所で相談することができます(詳細は法テラスへ)。

参照 ▶▶▶▶▶

【法テラスHP】<http://www.houterasu.or.jp/>

子どもの転校

DVで転校する場合、在籍校で転校の手続きをしなくても新しい居住地の学校に転校できます。加害者の追及を避けるため転出先の教育委員会に申請し、教育委員会間で転校の資料のやりとりをします。住民票を異動していなくても就学できます(詳細は都道府県、市区町村の教育委員会へ)。

公営住宅

都道府県や市区町村によってDV被害者のための優先枠があります(詳細は都道府県、市区町村の住宅担当課へ)。

児童扶養手当

ひとり親家庭の子どもの福祉のために支給される手当です。DV被害者の場合、1年以上遺棄されているなどの条件で受給が認められるのですが、裁判所から保護命令が発令されていればすぐに申請できます(詳細は都道府県、市区町村の児童扶養手当担当課へ)。

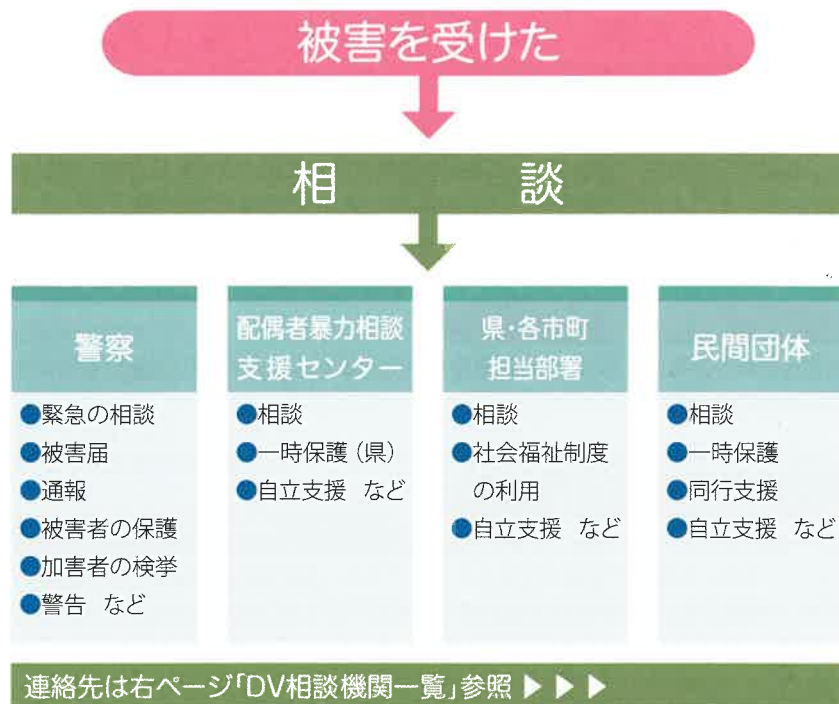
新しい保険証の取得および年金

●被害者が加害者の被扶養者になっている場合でも、新しい保険に加入することができます。本来、扶養を外れてからの手続になりますが、加害者との関係事情もあることから被害者本人が年金事務所等で手続を行うことができます。一時保護所、配偶者暴力相談支援センターなどの公的機関によるDV被害の相談証明書または保護命令の決定通知書などを添え、旧保険からの離脱を申し出ます。その後、国民健康保険等の新しい保険に加入できます。

●被害者が加害者を世帯主とする国民健康保険の世帯員であった場合、住民票の異動がなくてもDVがあることを明らかにして所定の手続きをすれば交付されます(詳細は異動先の市区町村の国民健康保険担当課へ)。

●年金は年金事務所または各市区町村の国民年金担当課で手続できます。

相談の流れ



家を出るとき持ち出した方がよいもの

現金、健康保険証、運転免許証やパスポート、マイナンバーカード・通知カード、預金通帳、印鑑、キャッシュカード、財産に関する法的書類のコピー、持病の薬、携帯電話、暴力を証明できる診断書や日記、大切にしている思い出の写真、知人や親戚等の電話番号リスト・住所録、着替えなど



DV相談機関一覧

配偶者暴力相談支援センター

とちぎ男女共同参画センター相談ルーム（栃木県）……028-665-8720
 宇都宮市配偶者暴力相談支援センター……028-635-7751
 日光市配偶者暴力相談支援センター……0288-30-4140
 小山市配偶者暴力相談支援センター……0285-22-9602
 栃木市配偶者暴力相談支援センター……0282-21-2218

県

県東健康福祉センター……0285-82-2139
 県南健康福祉センター……0285-21-2294
 県北健康福祉センター……0287-23-2172

ひとりで悩まず
ご相談ください。
秘密厳守
相談無料です。



©栃木県 とちまるくん

市

宇都宮市女性相談所……028-636-5731
 足利市福祉事務所……0284-20-2251
 栃木市福祉事務所……0282-21-2229
 佐野市福祉事務所……0283-20-3002
 鹿沼市人権推進課……0289-63-8352
 日光市福祉事務所……0288-21-5148
 小山市福祉事務所……0285-22-9627
 真岡市福祉事務所……0285-82-1113
 大田原市福祉事務所……0287-23-8792
 矢板市福祉事務所……0287-44-3600
 那須塩原市福祉事務所……0287-46-5538
 さくら市福祉事務所……028-681-1125
 那須烏山市福祉事務所……0287-88-7116
 下野市福祉事務所……0285-32-8903

民間団体

認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ……028-621-9993

警察

栃木県警察本部県民相談室……028-627-9110
 宇都宮中央警察署生活安全課……028-623-0110
 宇都宮東警察署生活安全課……028-662-0110
 宇都宮南警察署生活安全課……028-653-0110
 小山警察署生活安全課……0285-31-0110
 足利警察署生活安全課……0284-43-0110
 栃木警察署生活安全課……0282-25-0110
 那須塩原警察署生活安全課……0287-67-0110
 佐野警察署生活安全課……0283-24-0110
 鹿沼警察署生活安全課……0289-62-0110

真岡警察署生活安全課……0285-84-0110
 下野警察署生活安全課……0285-52-0110
 大田原警察署生活安全課……0287-24-0110
 今市警察署生活安全課……0288-23-0110
 さくら警察署生活安全課……028-682-0110
 矢板警察署生活安全課……0287-43-0110
 日光警察署生活安全課……0288-53-0110
 那須烏山警察署生活安全課……0287-82-0110
 茂木警察署生活安全課……0285-63-0110
 那珂川警察署生活安全課……0287-92-0110

被害者が地域の中で安全に生活するためには
支援者が必要です。

暴力に寛容な社会は、暴力的な社会を作り続けます。
暴力を許さない地域社会づくりをめざしましょう。

DVのない社会を めざして

～被害者と子どもの安全のために～

DV 被害者支援
ハンドブック
栃 木 県

●発行 栃木県県民生活部 人権・青少年男女参画課(平成31(2019)年3月)
(このハンドブックは、認定特定非営利活動法人 ウイメンズハウスとちぎの協力を
いただいて作成しています。)

